

平成 23 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名：トラストパーク株式会社  
代表者名：代表取締役 渡邊 靖司  
(コード番号：3235 Q-B o a r d)  
問合せ先：常務取締役 矢羽田 弘  
電話番号：092-437-8944

## 定款一部変更及び監査役 1 名選任並びに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「監査役 1 名選任の件」並びに「会計監査人選任の件」を平成 23 年 9 月 27 日開催予定の第 18 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、監査役の定員を増加し、監査役会及び会計監査人に関する規定を新設するものであります。また、会計監査人が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 44 条（会計監査人の責任免除）の規定を設け、これらに伴う条数の変更等を行うものであります。
- (2) その他、字句の一部修正を行い、表現方法を統一するものであります。

##### 2. 日程

取締役会決議	平成 23 年 9 月 9 日
株主総会開催日	平成 23 年 9 月 27 日
効力発生日	平成 23 年 9 月 27 日

##### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (公告方法) 第 4 条 当会社の公告の方法は、電子公告により行う。 <u>ただし</u> 、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が発生した場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (公告方法) 第 4 条 当会社の公告の方法は、電子公告により行う。 <u>但し</u> 、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が発生した場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第12条（条文省略） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第15条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条～第23条（条文省略） （取締役会の決議の省略）</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第25条～第28条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>（監査役の設置）</p> <p>第29条 当社は、監査役を置く。</p> <p>（監査役の員数）</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第31条～第32条（条文省略） （新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第12条（現行どおり） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第15条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条～第23条（現行どおり） （取締役会の決議の省略）</p> <p>第24条 当社は、<u>取締役</u>の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第25条～第28条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（<u>監査役及び監査役会</u>の設置）</p> <p>第29条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>（監査役の員数）</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第31条～第32条（現行どおり） （<u>常勤監査役</u>）</p> <p>第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>（<u>監査役会の招集通知</u>）</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>（<u>監査役会の決議の方法</u>）</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u>
	<u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査役会規程)</u>
第 33 条～第 34 条 (条文省略)	<u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
	第 38 条～第 39 条 (現行どおり)
	<u>第 6 章 会計監査人</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の設置)</u>
(新 設)	<u>第 40 条 当社は、会計監査人を置く。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u>
	<u>第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u>
	<u>第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
	<u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
	<u>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u>
	<u>第 44 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第 6 章 計算	第 7 章 計算
第 35 条～第 38 条 (条文省略)	第 45 条～第 48 条 (現行どおり)

## II. 監査役1名選任の件

当社は、議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査役会設置会社となり、監査役が3名以上必要となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
いち 市 原 一 也 (昭和23年2月23日生)	昭和46年4月 株式会社西日本相互銀行(現、株式会社西日本シティ銀行) 入行 平成15年2月 株式会社西銀ビジネスセンター(現、株式会社NCBビジネスサービス) 入社 平成16年6月 アプライド株式会社 監査役 就任 平成23年3月 株式会社エクスペオ 入社(現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項

- ① 候補者市原一也氏は社外監査役候補者であります。
- ② 同氏につきましては、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験及び上場企業での監査役としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ③ 同氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなくまた過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 同氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤ 同氏は過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

### Ⅲ. 会計監査人選任の件

当社は、議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、会計監査人設置会社となりますので、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者の概要は次のとおりであります。

名 称	三優監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15F その他の事務所 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー14F 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル19F 福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル2F
沿 革	昭和61年10月 監査法人三優会計社設立 昭和62年9月 大阪事務所設置 平成2年12月 福岡事務所設置 平成8年3月 三優監査法人に商号変更 平成8年7月 名古屋事務所設置
海外事務所との提携	平成8年1月 BDO Binder BV (現、BDO International Limited) と 業務提携
概 要	構成人員 (平成23年8月1日現在) ・社員 (公認会計士) 20名 ・職員 137名 (公認会計士) (46名) (その他監査従事者) (69名) (その他職員) (22名)  監査関与会社 164社

以 上